

専決処分の報告及び承認について

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成24年11月1日付けをもって財団法人松戸みどりと花の基金が公益財団法人に移行する旨の通知を平成24年10月24日に受領したことから、特に緊急を要すると認め、当該法人の名称を変更するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

平成24年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

専 決 処 分 書

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成24年10月29日

松戸市長 本郷谷 健 次

理 由

財団法人松戸みどりと花の基金が公益財団法人に移行することに伴い、当該法人の名称を変更するため。

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成13年松戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 公益財団法人松戸みどりと花の基金

附 則

この条例は、平成24年11月1日から施行する。